

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1386号)

平成29年3月16日

横 情 審 答 申 第 1386 号

平 成 29 年 3 月 16 日

横浜市交通事業管理者 加 賀 生 雄 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 靜 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

平成28年8月10日交鉄営第411号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「3 高速鉄道A駅ほか2駅駅総合清掃業務委託のB駅における3月分の作業日報（B駅の出勤者の分かる文書（3／2の出勤簿））」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市交通事業管理者が、「3高速鉄道A駅ほか2駅駅総合清掃業務委託のB駅における3月分の作業日報（B駅の出勤者の分かる文書（3／2の出勤簿））」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「3高速鉄道A駅ほか2駅駅総合清掃業務委託のB駅における3月分の作業日報（B駅の出勤者の分かる文書（3／2の出勤簿））」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市交通事業管理者（以下「実施機関」という。）が平成28年4月15日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 非開示部分である総合清掃業務委託業者（以下「本件業者」という。）の作業員（以下「本件業者職員」という。）の氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当するため非開示とした。
- (2) 審査請求人は、本件業者職員は、業務を行う際、少なくとも氏を明らかにするものを携行又は提示しており、同号ただし書アに規定されている「慣行として公にされている情報」に該当するため、開示すべきであると主張している。

公務員の氏名は、本号ただし書アの規定により開示又は非開示を判断するものであり、一般に販売されている職員録等に氏名が掲載されている場合には、慣行として公にされており、本号ただし書アに該当し、開示すべき情報と判断できる。しかしながら、本件業者職員の氏名は、一般に販売されている職員録等に掲載されているなど、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないため、本号ただし書アに該当しないものと判断した。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、意見書、反論書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書を全部開示するよう求める。
- (2) 実施機関は当該情報について条例第7条第2項第2号に該当し、非開示としたが、受託会社職員は業務を行う際、「氏名」又は少なくとも「氏」を明らかにするものを携行又は提示しており、同号ただし書ア「慣行として公にされている情報」すなわち、現在、一般に公表されており、実施機関として当該情報が何人も知り得る状態に置かれていると認められる情報といえる。よって直ちに開示すべきと考える。
- (3) 実施機関は公務員の氏名は一般に販売されている職員録等に掲載されている場合に限り、開示すべき情報と判断できるとしている。

しかしながら、このように解すると、任期付及び非常勤等の職員の氏名の記載が漏れるおそれが多くあり、適切ではない。また、市民は相対する公務員が常勤か非常勤か、区分する手段を常に持っているわけではない。
- (4) 委託業務については指定管理制度と異なり、市民がその委託業者を判別することが困難である。清掃業務については市の所有する工作物全般が委託されていることは想像するに難くない。一方、市の所有する駅についても、トイレを含む駅構内ほぼ全体の清潔維持のため不可欠な業務として委託されている。この点、構内売店や自動販売機の商品補充に携わる業者とは一線を画す。よって業者名やその従業員名を開示してもなんら差し支えない。
- (5) 清掃業務を行う業者の従業員は、外見で分かるとはいえ、昨今は駅のトイレがテロ行為の目標とされており、誰がいつ出入りしたのか詳細に分かるようにすべきである。大手鉄道事業者では駅のごみ箱を撤去している。関心が高い事項であるので、委託されている清掃業者でも氏名を明らかにすべきである。

#### 5 審査会の判断

- (1) 高速鉄道駅総合清掃業務委託に係る事務について

本件請求に係る高速鉄道駅総合清掃業務の委託については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5に基づき、一般競争入札により、入札の実施に係る事務手続を行い、落札した業者に当該業務を委託している。

高速鉄道駅総合清掃業務に係る委託契約は1年度単位となっており、毎年、当該委託に係る入札が行われている。委託業者への支払は1年度分をまとめて支払

うのではなく、部分払いをしているため、委託業者から作業完了報告書を毎月受領することで、履行済み部分に係る委託業務が完了した旨の報告を月報として受けている。

作業完了報告書は駅ごとに作成し、作業完了翌月の10日までに委託業者から提出されている。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、本件業者が実施機関に提出した作業完了報告書に添付されたB駅の作業日報（駅構内清掃・トイレ清掃）平成28年3月分のうち、3月1日から3月16日までの分である。

実施機関は、このうち氏名欄に記載のある本件業者職員の氏を、条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示としている。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、開示しないことができると規定している。また、同号ただし書アでは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、本号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、本件業者職員の氏は本号本文に該当するため非開示としたと説明している。

これに対し、審査請求人は、本件業者職員は業務を行う際に少なくとも氏を示すものを携行し、又は提示しており、本号ただし書アに該当するため開示すべきと主張している。

そこで、名札等の着用について平成29年1月19日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

本件業者職員は、業務を行う際は氏のみが表示された名札又は氏名を記載した入場証を着用している。これは、駅の管理上の必要性から、有人改札口を利用し駅構内を出入りするとき等業務を行うに当たって、本件業者職員であることを明らかにしておくためである。

ウ 本件審査請求文書で非開示とされた本件業者職員の氏は、個人に関する情報で

あって特定の個人を識別できるものであるため、本号本文に該当する。

エ 審査請求人は、本件業者職員の氏は、本号ただし書アに該当すると主張していることから以下判断する。

本号ただし書アの「慣行として公にされている情報」とは、一般に公表されており、当該情報が何人も知り得る状態におかれていると認められる情報をいう。

一般的には、名札等を着用していることには、責任感の醸成や、管理上の必要性など様々な理由が考えられる。しかし、本件業者職員が名札又は入場証を着用していることをもって、本件業者職員の氏又は氏名が、一般に公表されており何人も知り得る状態に置かれているとは認められず、また、公にすべきものであるとも認められない。

したがって、本件業者職員の氏は、本号ただし書アには該当せず、また、ただし書イ及びウにも該当しない。

#### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原靜雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 28 年 8 月 10 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成 28 年 8 月 23 日 (第294回第一部会)	・諮問の報告
平成 28 年 8 月 26 日 (第298回第二部会)	
平成 28 年 9 月 1 日 (第200回第三部会)	
平成 28 年 9 月 16 日	・審査請求人から意見書を受理
平成 28 年 10 月 5 日	・実施機関から審査請求人の反論書の写しを受理
平成 28 年 12 月 1 日 (第204回第三部会)	・審議
平成 28 年 12 月 22 日 (第205回第三部会)	・審査請求人の意見陳述 ・審議
平成 29 年 1 月 19 日 (第206回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成 29 年 2 月 2 日 (第207回第三部会)	・審議
平成 29 年 2 月 16 日 (第208回第三部会)	・審議